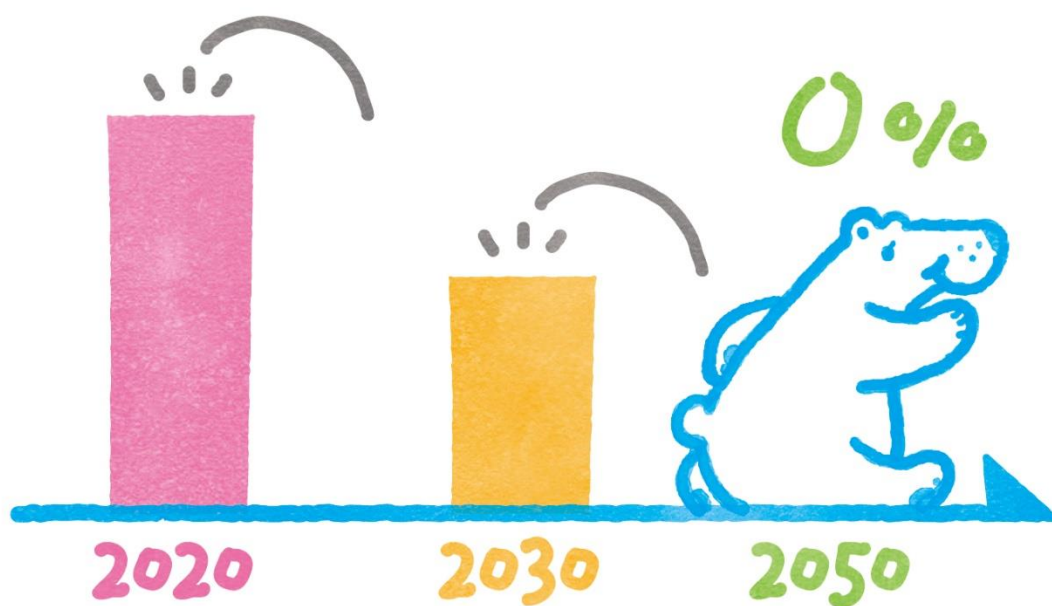


# 第三次多摩市地球温暖化対策実行計画

## 【事務事業編】

(令和6年度～令和15年度)



令和6年3月

多 摩 市

# — 目 次 —

## 1. 計画策定の背景

---

(1)気候変動の影響	1
(2)地球温暖化対策の取組み	1
(3)本市のこれまでの取組み	3

## 2. 計画の趣旨

---

(1)計画の目的及び位置付け	4
(2)計画期間と基準年度	4
(3)計画の対象範囲	4
(4)対象とする温室効果ガス	6

## 3. 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

---

(1)前計画の目標達成状況	7
(2)市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出状況	8
(3)2030年における削減目標	9

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標に向けた取組み

---

(1)取組みの基本方針	10
(2)基本的取組み	12
(3)重点取組み	15

## 5. 計画の推進体制及び進行管理

---

(1)推進体制	19
(2)進行管理	19

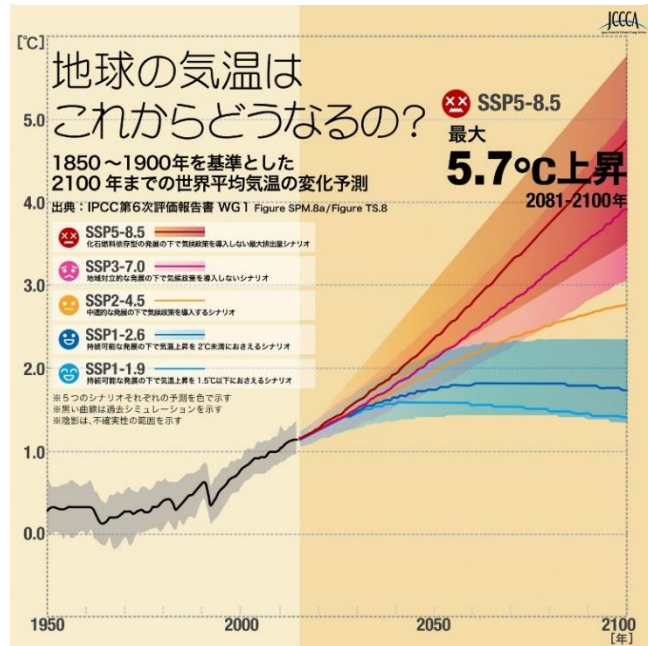
# 1. 計画策定の背景

## (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

地球温暖化についての科学的・技術的・社会経済学的な見地から包括的評価を行う政府間機構である「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が発表した第6次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」と断定的な表現をしています。世界平均気温(2011~2020年)は既に工業化前と比べて約1.09℃上昇し、21世紀末には+1.0~5.7℃の気温上昇が予測されています。

図 1-1 2100 年までの世界平均気温の変化予測



出典)IPCC 第 6 次評価報告書/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<https://www.jccca.org/>)より

## (2) 地球温暖化対策の取組み

### ① 国際的な動き

平成 27(2015)年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目標に掲げました。

また、平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub> 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

図 1-2 各国の温室効果ガス削減目標

国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ <sup>①</sup> を目標とするなど ① 削減目標は削減シミュレーションを示す ※削減は、中産層の範囲を示す
中国	2030 年までに GDP 当たりの CO <sub>2</sub> 排出量を 65% 以上削減 (2005 年比) ※CO <sub>2</sub> 排出量のピークを 2030 年より前にすることを目標す	2060 年までに CO <sub>2</sub> 排出を実質ゼロにする
EU	2030 年までに 温室効果ガスの排出量を 55% 以上削減 (1990 年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を実質ゼロにする
インド	2030 年までに GDP 当たりの CO <sub>2</sub> 排出量を 45% 削減 (2005 年比)	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする
日本	2030 年度において 46% 削減 (2013 年比) ※さらに、50% の高みに向け、挑戦を続けていく	2050 年までに 温室効果ガス排出を実質ゼロにする
ロシア	2030 年までに 30% 削減 (1990 年比)	2060 年までに 実質ゼロにする
アメリカ	2030 年までに 温室効果ガスの排出量を 50-52% 削減 (2005 年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を実質ゼロにする

出典)全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)より

## ② 日本国内の動き

令和2(2020)年10月、我が国は、令和32(2050)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。令和3(2021)年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

令和3(2021)年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロ

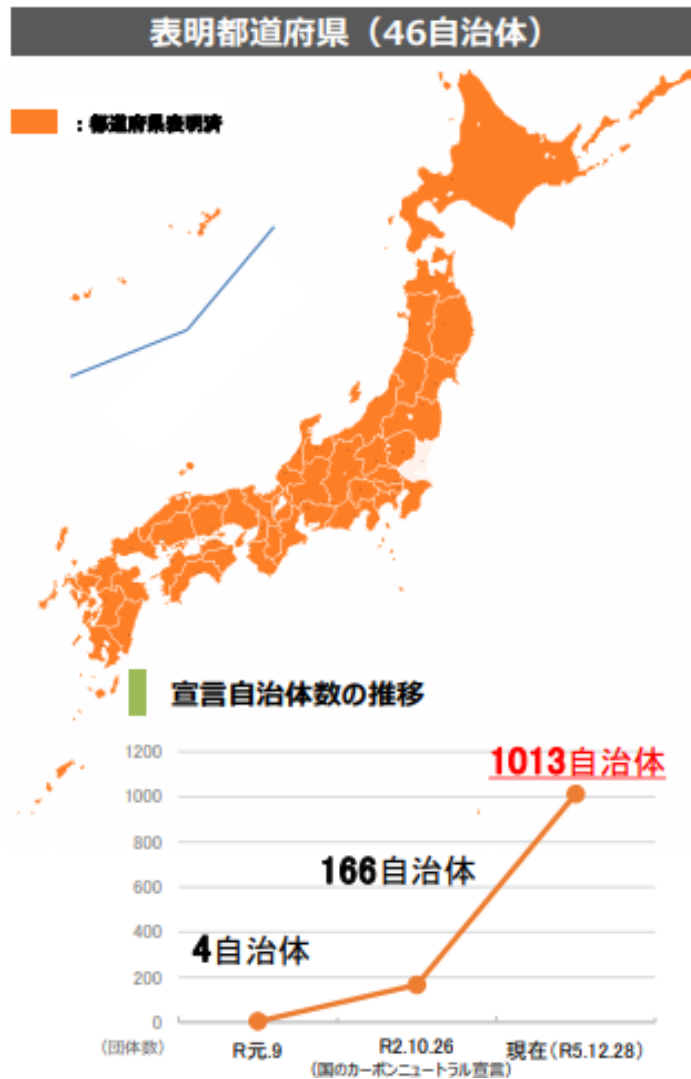
カーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年12月末時点においては1013地方公共団体と加速度的に増加しています。

## ③ 東京都の動き

東京都においては、令和元(2019)年に世界の大都市の責務として平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、令和32(2050)年にCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、その実現に向けたビジョンと具体的な取組み・ロードマップをまとめたゼロエミッション東京戦略を策定しました。さらに、令和4(2022)年2月には、東京都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門で直ちに加速・強化する主な取組みを示した「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 -FAST FORWARD TO “CARBON HALF”-」を策定しました。

また、東京都の地方公共団体実行計画(事務事業編)にあたるゼロエミッション都庁行動計画では、令和6(2024)年度までに平成12(2000)年度比で温室効果ガス排出量を40%削減とする目標を掲げています。さらに、令和12(2030)年には、都有施設のカーボンハーフという将来像を掲げています。

図1-3 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体



出典)環境省「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」



### (3)本市のこれまでの取組み

本市においては、平成 15(2003)年度に多摩市地球温暖化対策実行計画を策定し、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減及び省エネルギー・省資源等の取組みを推進してきました。平成 24(2012)年度には第二次多摩市地球温暖化実行計画を策定し、平成30(2018)年度には中間見直し(以下、「前計画」という。)を行いました。前計画では、全体目標として、計画期間中(平成30年度から令和 4 年度)に温室効果ガス総排出量を平成 22 年度比 10%削減とする目標を定めました。

また、国等の動向を踏まえ、市と市議会が共同で「多摩市気候非常事態宣言」を令和2(2020)年に表明し、同年ゼロカーボンシティに認定されました。また令和 5(2023)年 3 月には2050 年までの CO2 排出実質ゼロの実現を目指し「再生可能エネルギービジョン」を策定しました。さらに無作為抽出で選ばれたさまざまな年代の市民が集まり、脱炭素に向けた取組みについて話し合う「多摩市気候市民会議」を開催しました。

そして、気候危機への対策を含め、複雑で予測困難な時代にあっても、明るい未来を志向するため、令和5(2023)年 11 月、「第六次多摩市総合計画」を策定、多様な主体が互いに協力し、分野を横断して取り組むべき重点テーマの1つとして「環境との共生」を掲げ、「みんなが環境問題を自分事として捉え、身の回りのことに取り組んでいくことで、環境との共生を目指す」ことを示しました。

気候非常事態宣言の様子



## 多摩市気候非常事態宣言(抜粋)

多摩市及び多摩市議会は、地球温暖化の対策に全力で取り組みます。そして、国連で採択された SDGs による持続可能な社会の実現のため、ここに気候非常事態であることを宣言します。

1. 「気候危機」が迫っている事実を市民全員と共有し、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。
2. 資源の有効活用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進します。
3. 生物多様性の大切さを共有し、その基盤となる水とみどりの保全を積極的に推進します。

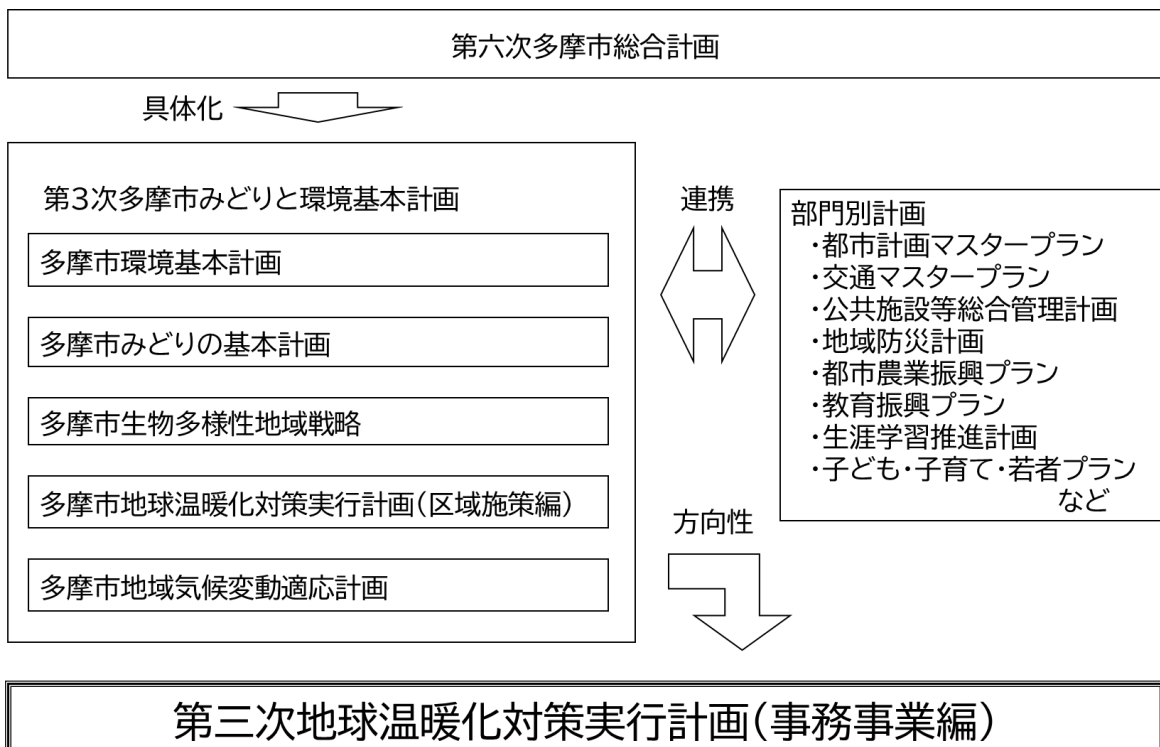
## 2. 計画の趣旨

### (1) 計画の目的及び位置付け

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)第21条第1項に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減するための措置を定めるものです。

また、「第六次多摩市総合計画」の下位計画であり、市の環境分野に関する総合的な計画である「多摩すみどりと環境基本計画」の地球温暖化防止に関連する諸施策と整合性を図って、市が率先して実行する計画として策定しています。

図2-1 計画の位置づけ



### (2) 計画期間と基準年度

#### ① 計画期間

本計画の期間は、多摩すみどりと環境基本計画との整合性を図り、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度の10年間とします。なお、社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化に対応するため、5年後に見直しを行うこととします。

#### ② 基準年度

計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画と整合を図り、2013年度とします。

### (3) 計画の対象範囲

#### ① 対象とする事務・事業

計画の対象とする事務・事業の範囲は、本市が行う全ての事務・事業とします。

## ②対象とする組織・施設

多摩市及び多摩市教育委員会等が管理している全ての公共施設(指定管理者制度導入施設等、委託により運営している施設も含みます)及び庁用車両・バイクを対象とします。

【主な対象施設】

<市長部局>		
所管部署		施設名
総務部	総務契約課	市庁舎、各倉庫
	防災安全課	各防災倉庫、各分団詰所
市民経済部	市民課	各出張所
くらしと文化部	コミュニティ・生活課	消費生活センター、各コミュニティセンター、各老人福祉館、各地区市民ホール
	文化・生涯学習推進課	市民活動・交流センター、パルテノン多摩
	スポーツ振興課	武道館・陸上競技場、総合体育館、多摩市立温水プール
子ども青少年部	子育て支援課	多摩保育園、子ども家庭支援センター
	児童青少年課	各児童館、各学童クラブ
健康福祉部	福祉総務課	総合福祉センター
	健康推進課	健康センター
	高齢支援課	桜ヶ丘いきいき元気センター、愛宕デイサービスセンター
	障害福祉課	コラボたまワークセンターつくし
都市整備部	道路交通課	街路灯、各自転車等保管所、各駐輪場
環境部	公園緑地課	各公園、各公衆便所
	資源循環推進課	資源化センター
	下水道課	各ポンプ施設、各排水樋管
<教育委員会部局>		
教育部	教育振興課	各小・中学校、社会教育施設、旧多摩聖蹟記念館、八ヶ岳少年自然の家
	永山公民館	永山公民館
	関戸公民館	関戸公民館
	図書館	各図書館
	学校給食センター	各調理所
	教育指導課	教育センター

#### (4) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定されている温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、とします。その他の温室効果ガス(パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>))については現在排出実績がなく、今後も排出される見込みはないことから、対象から除くものとします。

なお、前計画においては HFC を対象外としていましたが、本計画からは対象とします。

#### 【参考】温室効果ガスの種類と市の事務・事業からの主な発生源

温室効果ガスの種類	市の事務・事業からの主な発生源
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	・電気、ガス、化石燃料等の燃焼 など
メタン(CH <sub>4</sub> )	・ガス冷房機、コンロ、ストーブ等の使用 ・自動車の走行 など
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	・ガス冷房機、コンロ、ストーブ、 非常用発電機等の使用 ・自動車の走行 など
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	・カーエアコン
パーフルオロカーボン(PFC)	※具体例(公共施設からの発生はありません) ・半導体の洗浄ガス など
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	※具体例(公共施設からの発生はありません) ・高圧変電設備の絶縁ガス など

※本計画の対象外とします。



### 3. 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

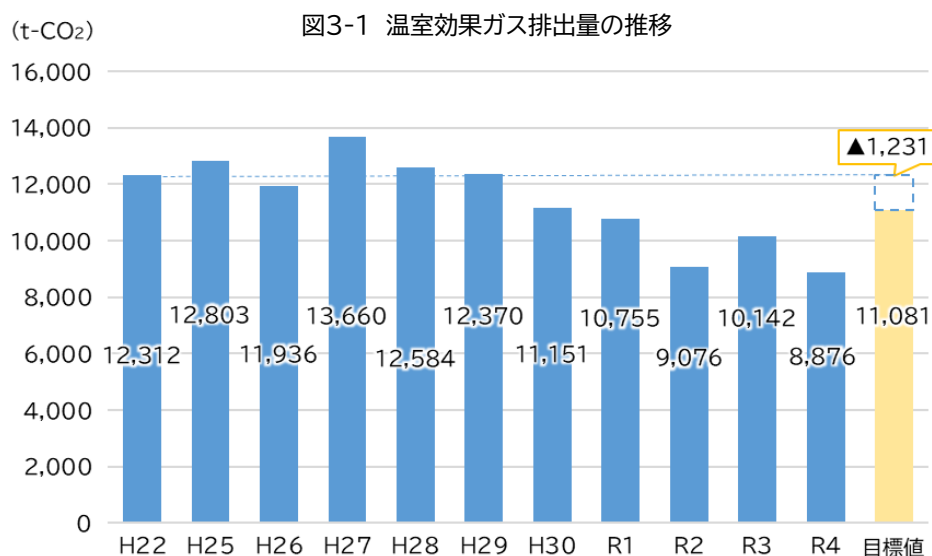
#### (1) 前計画の目標達成状況

最新の温室効果ガス排出量(エネルギー使用量)等に基づき、前計画の進捗状況进行评估しました。

##### ① 数量的な目標

令和 4(2022)年度までに温室効果ガス排出量を平成 22(2010)年度の実績から 10%削減します。

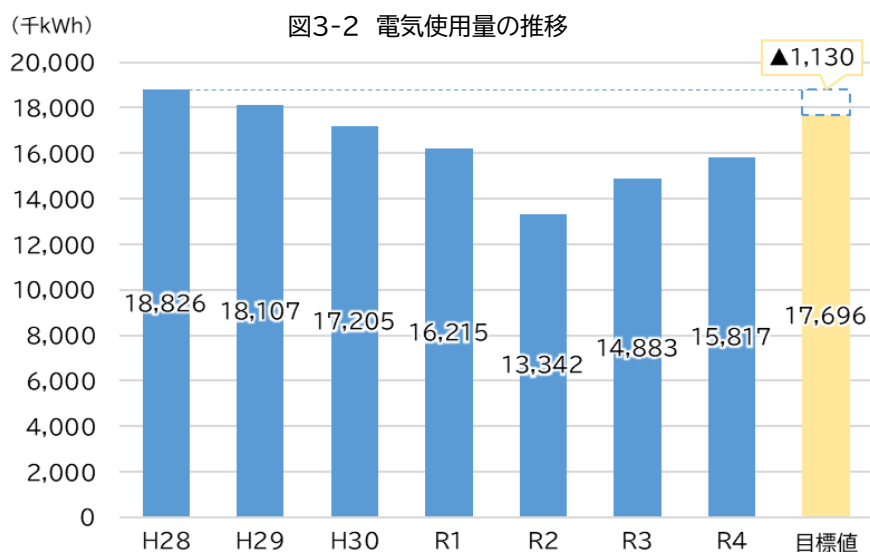
令和 4(2022)年度の温室効果ガス排出量は 8,876t-CO<sub>2</sub> で、基準年度である平成 22(2010)年度と比較すると、約 28%の削減となり、目標を達成しました。



##### ② 成果指標

令和 4(2022)年度までに電気使用量を平成 28(2016)年度の実績から 6%削減します。

令和 4(2022)年度の電気使用量は 15,816,813kWh で、基準年度である平成 28(2016)年度と比較すると、約 16%の削減となり、目標を達成しています。



## (2) 市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出状況

本計画の基準年である平成25年度温室効果ガスを二酸化炭素に換算すると、総排出量が 12,805t-CO<sub>2</sub> であり、温室効果ガスの種別ごとで見ると、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が 12,768t-CO<sub>2</sub>、メタン(CH<sub>4</sub>)が 28t-CO<sub>2</sub>、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)が 8t-CO<sub>2</sub>、ハイドロフルオロカーボン(HFC)が 2t-CO<sub>2</sub> となっており、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が全排出量の 99.7%を占めます。また、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量のうち、電気使用量が約 70%と、そのほとんどを占めており、電力使用量の削減に向けた取組みが重要となってきます。

令和 4 年度の現状値では二酸化炭素排出係数の低い電力調達をおこなったため、二酸化炭素排出量が大きく減少しています。また、本計画から算定対象にハイドロフルオロカーボン(HFC)を追加しているため、上記(1)前計画の目標達成状況の総排出量と異なります。

### 【市有施設からの温室効果ガス排出状況(t-CO<sub>2</sub>)】

	燃料種	H25	R4
	エネルギー起源二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	ガソリン	105
灯油		218	171
軽油		13	10
A 重油		0.2	0.3
液化石油ガス(LPG)		82	97
液化天然ガス(LNG)		0.01	0.04
CNG		7	0
都市ガス		3,044	3,281
電気		8,990	4,902
熱(蒸気(産業用除く))		309	299
小計		12,768	8,821
	排出要因	H25	R4
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行	28	45
	燃料の使用		
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行	8	9
	燃料の使用		
ハイドロフルオロカーボン	庁用車の台数	2	1
温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)		12,805	8,877

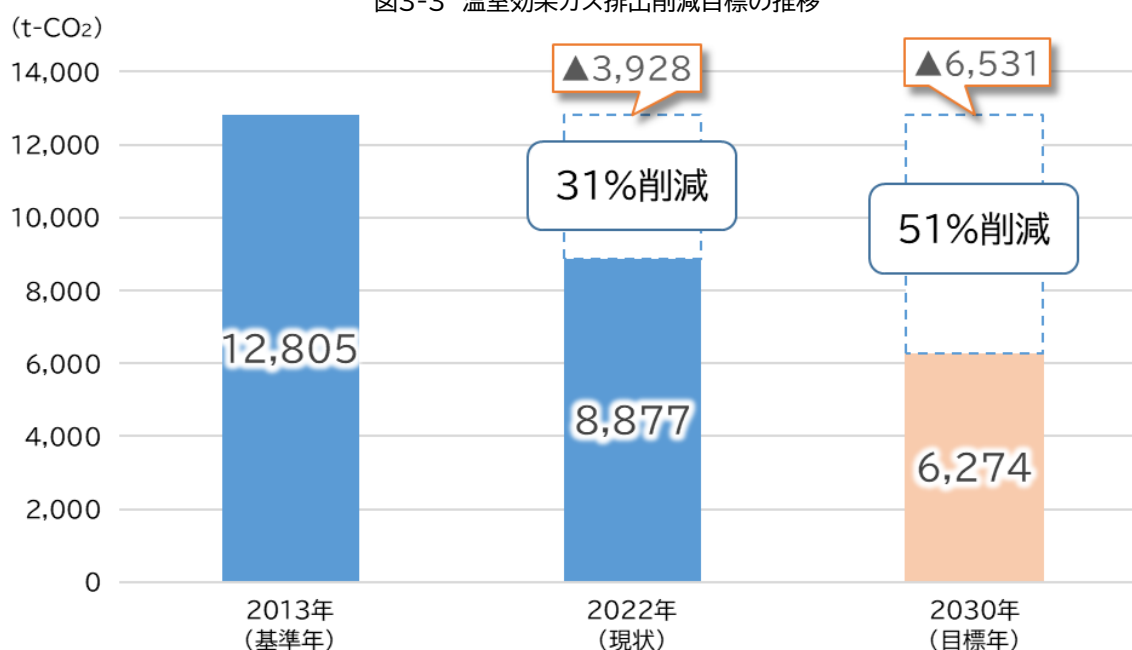
### (3) 2030 年における削減目標

本市では、令和 2(2020)年に 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする、ゼロカーボンシティを表明しました。また、国の 2050 年カーボンニュートラル宣言や、東京都のゼロエミッション東京戦略など脱炭素に向けた取組みが加速しています。

本市域の 2030 年温室効果ガス排出量削減については「2013 年度比で 50%削減」と掲げております。それを踏まえて、本計画においては、市の事務及び事業活動に係る温室効果ガス総排出量を、計画期間内の令和 12(2030)年度までに、国の「地球温暖化対策計画(令和 3年 10 月 22 日閣議決定)」の「業務その他部門」における削減目標である「51%の削減」(平成 25 年度比)を目指して、各種の取組みを推進することとします。

	基準年	現状	目標年
温室効果ガス排出量	12,805t-CO <sub>2</sub>	8,877 t-CO <sub>2</sub>	6,274 t-CO <sub>2</sub>
2013 年比削減量	—	3,928 t-CO <sub>2</sub>	6,531 t-CO <sub>2</sub>
2013 年比削減率	—	31%	51%

図3-3 温室効果ガス排出削減目標の推移



温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典) 環境省 地球温暖化対策計画 概要

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標に向けた取組み

### (1) 取組みの基本方針

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(以下、「政府実行計画」という。)では、表4-1に示された取組みが示されています。本市においても政府実行計画を鑑み温室効果ガス排出削減に向けた取組みを進めます。

表4-1 政府実行計画に盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す
電動車の導入	代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする

本計画では、複数分野にわたる共通的な取組みを「基本的取組み」、政府実行計画に基づく取組みを「重点取組み」、一般廃棄物処理事業や下水道事業などの個別分野の取組みを「その他取組み」としてまとめ展開します。

【取組みの体系】

	項目	取組概要
基本的取組み	エネルギー使用の削減	照明機器の適正な使用の推進 空調機器の適正な使用の推進 OA機器の適正な使用の推進 その他電化製品の適正な使用の推進 公用車等の適正な使用の推進
	資源の有効活用	グリーン購入等の推進 環境に配慮した物品利用・標品購入の推進 紙類の削減の推進 分別・資源化の推進 食品ごみの削減
	行動変容	意識啓発の推進 環境に配慮した行動の推進
重点取組み	再生可能エネルギーの導入拡大	市有施設への再生可能エネルギー設備の導入 市有施設への調達電力における再生可能エネルギー等の利用
	庁用車の電動化	庁用車の更新等における電気自動車等への切り替え推進
	市有施設の省エネ化	新築時におけるZEB化推進 新築・改修時における省エネ化推進 照明のLED化
その他	民間の知見の活用 一般廃棄物処理事業 下水道事業 その他排出源対策 吸収作用の保全及び強化	

## (2)基本的取組み

### ①エネルギー使用の削減

<b>照明機器の適正な使用の推進</b>
窓口業務中等は除き、昼休みは消灯します。
労働安全衛生規則に定める範囲内で、日中などの明るい時間帯は、業務に支障がなく可能な範囲で、窓際の照明を消灯します。
廊下等の共用スペースは、「多摩市福祉のまちづくり整備指針」に基づく照度確保に努めながら、必要以上の照明は間引きします。
トイレ、会議室、給湯室、更衣室、倉庫書庫等での未使用時の消灯を徹底します。
定時退庁を心がけ、残業時や休日出勤時には、勤務者の在席範囲外の照明を消灯します。
屋外照明等は、安全確保に支障のない程度で消灯します。
<b>空調機器の適正な使用の推進</b>
冷暖房機器等の温度(冷房は28℃、暖房は19℃を室温の目安とする)の設定に努めるとともに、気候に合った服装(クールビズ・ウォームビズ等)を心がけます。
時間外の冷暖房機器の利用を必要最小限度とします。
ブラインドやグリーンカーテン等の積極的な利用、季節に応じた外気の取り入れを心がけ、室内の冷気・暖気の保持、冷暖房の効率化を図ります。
個別設定できる冷暖房機器の利用は必要最小限度とします。
<b>OA 機器の適正な使用の推進</b>
90 分以上の離席時には、電源を落とし、90 分以内の場合はスリープモードにします。
支障のない範囲でパソコンの画面の明るさを抑えます。
パソコンのスタンバイモード、スリープモードなどの省電力設定をします。
ノートパソコンは離席時に必ず液晶画面を閉じます。
<b>その他電化製品の適正な使用の推進</b>
エレベーターの使用を控え、階段を利用します。
電気ポットやその他保温機能が付いた機器の個別使用は控え、給湯器などを利用します。
自動販売機の設置台数の適正化に努めるとともに、節電タイプへの切り替えを推進します。
屋内駐車場がある市施設は、不要時における駐車場の換気を停止します。
温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節し、使用時以外はふたを閉めます。
長時間使用しない機器は、コンセントを抜きます。
<b>庁用車等の適正な使用の推進</b>
エコドライブを実践します。
走行ルート合理化、出張時の相乗りの励行や公共交通機関の利用など、効率的な庁用車運行等を行います。
近距離であれば自転車・徒歩で移動します。
各市施設の本庁との交換業務等の効率化を図ります。



## エコドライブ 10 のすすめ

エコドライブとは、燃料消費量や CO<sub>2</sub> 排出量を減らし、地球温暖化防止につながる運転技術や心がけです。またエコドライブは交通事故の削減にもつながります。

エコドライブのポイントは次のとおりです。

- ① 自分の燃費を把握しよう
- ② ふんわりアクセル「e スタート」
- ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤ エアコンの使用は適切に
- ⑥ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦ 渋滞を避け余裕をもって出発しよう
- ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨ 不要な荷物はおろそう
- ⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう

## ②資源の有効活用

グリーン購入等の推進
「多摩市グリーン購入推進方針」に基づき、グリーン購入を推進します。
エコマークなどの環境ラベルが付されている商品を優先して利用します。
物品等の調達に際して、環境負荷の少ない製品や原材料の使用が促進されるよう調達リストに記載する製品等については詳細な仕様等を事前に確認します。
公共工事について、計画及び実施段階で、環境配慮型の施設や設備の導入に努めるとともに、環境負荷の少ない工法の採用や建設廃棄物の削減、建設廃棄物の再利用を進めます。
電気の供給を受ける契約の際、二酸化炭素排出係数の低い電気事業者との契約に努めます。
市の取組み状況の公表に努めます。
環境に配慮した物品利用・商品購入の推進
必要以上の物品購入は禁止します。
物品は原則リサイクル品を利用します。
修理や部品交換がしやすい、商品を利用します。
詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品の使用は極力控えます。
使い捨てプラスチックの削減に取り組みます
紙類の削減の推進
ミスコピーや使用済み片面コピー紙の裏面活用、使用済み封筒の交換便等への再利用を推進します。
事務手続きの簡素化を推進し、紙文書、紙資料等の共有化を図ります。
会議資料、各種報告書等を印刷する場合は、両面印刷や集約機能活用を心掛け印刷部数を必要最小限とします。
DX の推進を通じて、紙使用量の削減を進めます。

<b>分別・資源化の推進</b>
分別・資源化に関するルールに基づき、分別・資源化の徹底を図ります。
庁舎、施設ごとに資源回収ボックスを適切に配置し、廃棄文書・図書等の資源化に努めます。その際、機密文書については、可能な限り溶解処理を進めます。
廃棄物の排出量と資源化量の把握に努め、適切な排出管理を行います。
施設敷地内の樹木の剪定枝や落ち葉・刈草は、堆肥化等のリサイクルを可能な限り行います。
再生材以外から製造された製品等を使用する場合は、極力、再利用又はリサイクルルートが確立されているものを使用します。
ペットボトルはラベルをはがす、キャップをとる、中は軽くすすぐの分別ルールを徹底します。
<b>食品ごみの削減</b>
職員は食べきれる量の注文により食べ残しの防止を図ります。
職員は商品棚の手前から商品を購入することで賞味期限切れ食品の廃棄を減らします。
各施設では、調理くずや廃食用油等の適正処理に努めます。
防災備蓄食品の買替え時には、賞味期限に余裕を持った買替えを行います。

### ③行動変容

<b>意識啓発の推進</b>
環境配慮に関する情報提供や研修などを通し職員の意識醸成を図ります。
市民が利用する市施設では、来庁者に省エネルギー行動への理解・協力を求めます。
小中学校では、児童・生徒に対して、環境学習等のなかで省エネルギーや温暖化対策の大切さを伝えます。
<b>環境に配慮した行動の推進</b>
マイバッグ、マイ箸、マイカップ、マイボトルの使用を推進します。
梱包材等の容器包装類は納入業者に引き取ってもらうよう努めます。
ファイル、クリップ等は積極的に再利用を行い、むやみに廃棄しないようにします。
事務用品等の適切な在庫管理に努めるとともに、庁内情報システムの利用等により、不要物品や備品等を積極的に周知し、リユースを促進します。

### (3)重点取組み

#### ①再生可能エネルギーの導入拡大

##### ア 市有施設への再生可能エネルギーの設備の導入

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月国・地方脱炭素実現会議決定)において「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す」とされています。また「政府実行計画」では「2030年度には設置可能な政府保有の建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す」としています。

新築・改修時における太陽光発電導入の検討のほか、未導入の設置可能施設においても導入を検討し、設置可能な施設の50%設置を目指します。

設置においてはリースやPPA等の導入手法、国や都の補助制度を含め検討を行います。

##### イ 市有施設への調達電力における再生可能エネルギー等の利用

「政府実行計画」では「2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとする」としています。

既に市有施設においては、再生可能エネルギー由来の電力調達や、多摩清掃工場の発電余剰電力を活用したCO<sub>2</sub>ゼロ電力を調達していますが、引き続き再生可能エネルギーや清掃工場の発電余剰電力を活用して、電気における二酸化炭素排出を削減します。

#### ②庁用車の電動化

「政府実行計画」では「代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、新規導入・購入については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する庁用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする」としています。

庁用車については、車両台数の適正化に努め、新規導入、更新においては代替可能な電動車がない場合や災害時を考慮した車両配置の必要性などの特段の事情がない限り、環境負荷の少ない電動車を推進します。

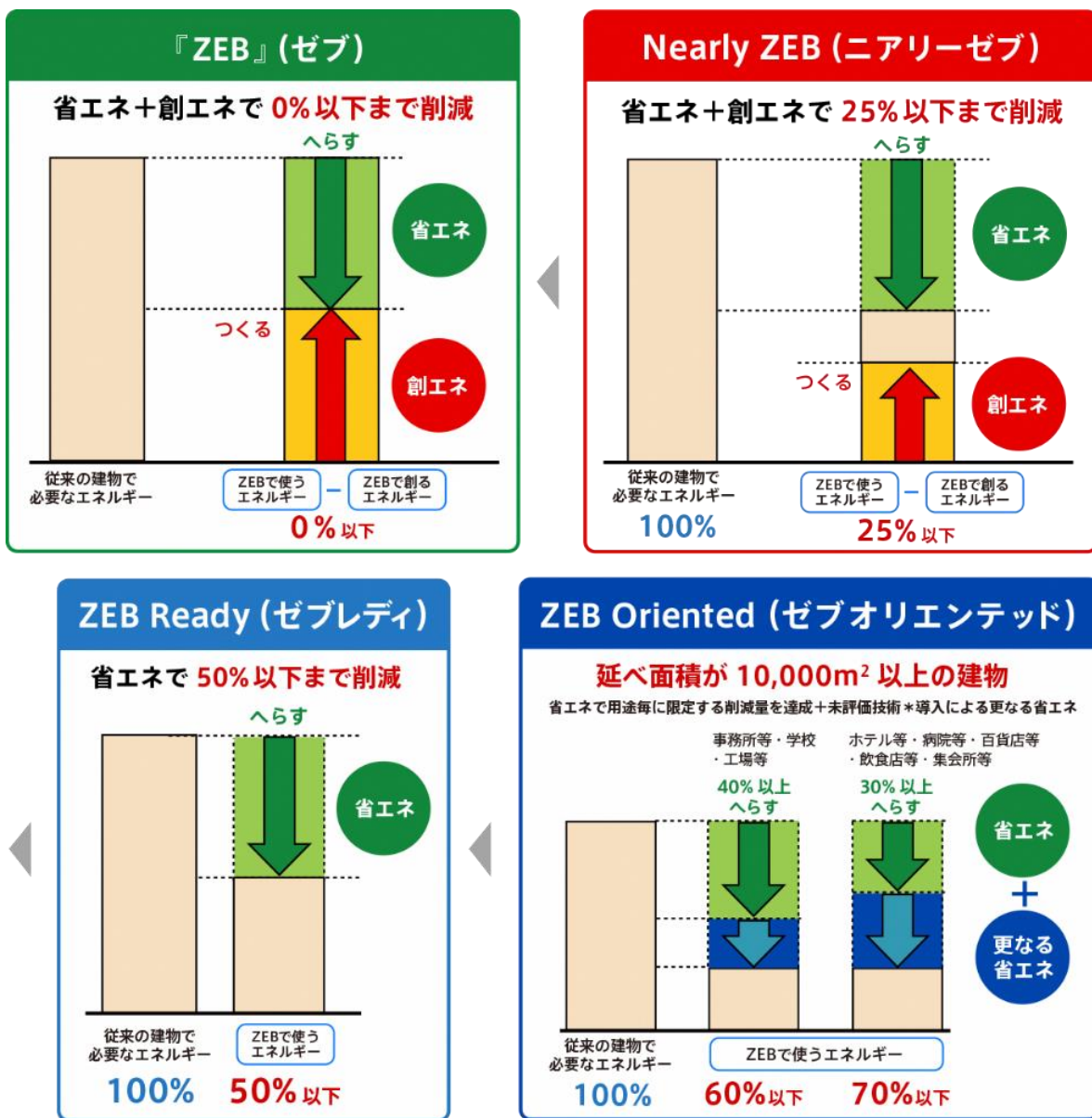
### ③市有施設の省エネ化

#### ア 新築時における ZEB 化推進

「政府実行計画」では、「今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す」とされています。今後新設が予定されている施設においては、原則 ZEB Oriented 相当以上の省エネ性能を目指します。

#### ZEB(ゼブ)とは

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のことです。



\*WEBPRO において現時点で評価されていない技術  
出典) 環境省 ZEB PORTAL

## イ 新築・改修時における省エネ化推進

ZEB 化が困難な新築及び既存施設改修時においては環境配慮技術を導入し省エネルギー化を図ります。

<b>A 照明設備の高効率化</b>
a 照明設備の高効率化として、LED照明の採用を標準とします。
b トイレの照明の人感センサーの導入を検討します。
c 外灯の日没・タイマー制御導入を検討します。
<b>B 空調設備の高効率化</b>
a 空調設備やポンプ類へのインバータ制御の導入促進を検討します。
<b>C 給湯設備の高効率化</b>
a エネルギーを多量に消費する施設における高効率熱源機器やコージェネレーションシステムの導入を検討します。
<b>D その他設備等の省エネ化の推進</b>
a 節水型設備・装置を導入し、水の使用量を削減します。
b 必要に応じてトイレに流水音発生装置を設置し、不必要な流水を防止します。
c 暖房便座のタイマー制御導入を検討します。
d トップランナー変圧器の採用を標準とします。
e 雨水利用設備の導入に努めます。
f その他高効率な設備・機器の導入に努めます。
<b>E 環境負荷低減の推進</b>
a 外皮の断熱性能の向上を検討します。
<b>F 再生可能・未利用エネルギーの活用</b>
a 太陽光発電設備の導入を検討します。
b ごみの焼却により発生した熱を公共施設で利用していきます。

## ウ 照明の LED 化

「水銀に関する水俣条約」において、蛍光灯の製造と輸出入を 2027 年末までに禁止することが合意されました。

また、国の「政府実行計画」では「既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を、2030 年までに 100%とすることを目指す」としています。

既に一部の施設では LED 照明が導入されていますが、2030 年までに全ての施設の照明を LED 化します。LED 化に際してはリースや ESCO 事業などの手法も検討します。

### 水銀に関する水俣条約とは

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。2013 年 10 月に熊本県で開催された外交会議で、採択・署名が行われました。

出典)経済産業省 HP

#### (4)その他

<b>民間の知見の活用</b>
街路灯及び公園灯のLED化の推進のために活用したESCO事業など、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入手法等について専門的な事業者や外部機関の知見や提案の活用を推進します。
市施設の管理運営等に関わる事業者へ省エネルギー対策等についての協力要請等の手法を検討します。
<b>一般廃棄物処理事業</b>
4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の推進により、ごみ減量・資源化を推進し、ごみ焼却量を減らします。
最終処分場への埋立処理ゼロを継続し、直接埋立を回避します。
廃プラスチック類の分別・リサイクルを継続します。
環境負荷の少ない車両による廃棄物の収集を継続します。
<b>下水道事業</b>
定期的な管渠調査を継続し、必要に応じて管渠更生工事等を行うことにより浸入水を防止し、マンホールポンプ施設の稼働を抑制します。
マンホールポンプ施設、雨水排水ポンプ場の適切な維持管理を行うことにより、排水能力を維持します。
雨水排水ポンプ場の各設備の更新に際しては、消費電力が低減できる最新設備への更新も視野に入れ、省エネルギー化を推進します。
<b>その他の排出源対策</b>
第一種特定製品(エアコン等)からの冷媒(フロン類)漏洩の未然防止・早期発見に向けて、簡易点検及び定期点検を徹底します。
<b>吸収作用の保全及び強化</b>
本市で管理する公園や緑地の適正な管理を推進します。
東京都と策定した「緑確保の総合的な方針」に基づく「確保地」、「確保候補地」について緑の保全に取り組みます。



## 5. 計画の推進体制及び進行管理

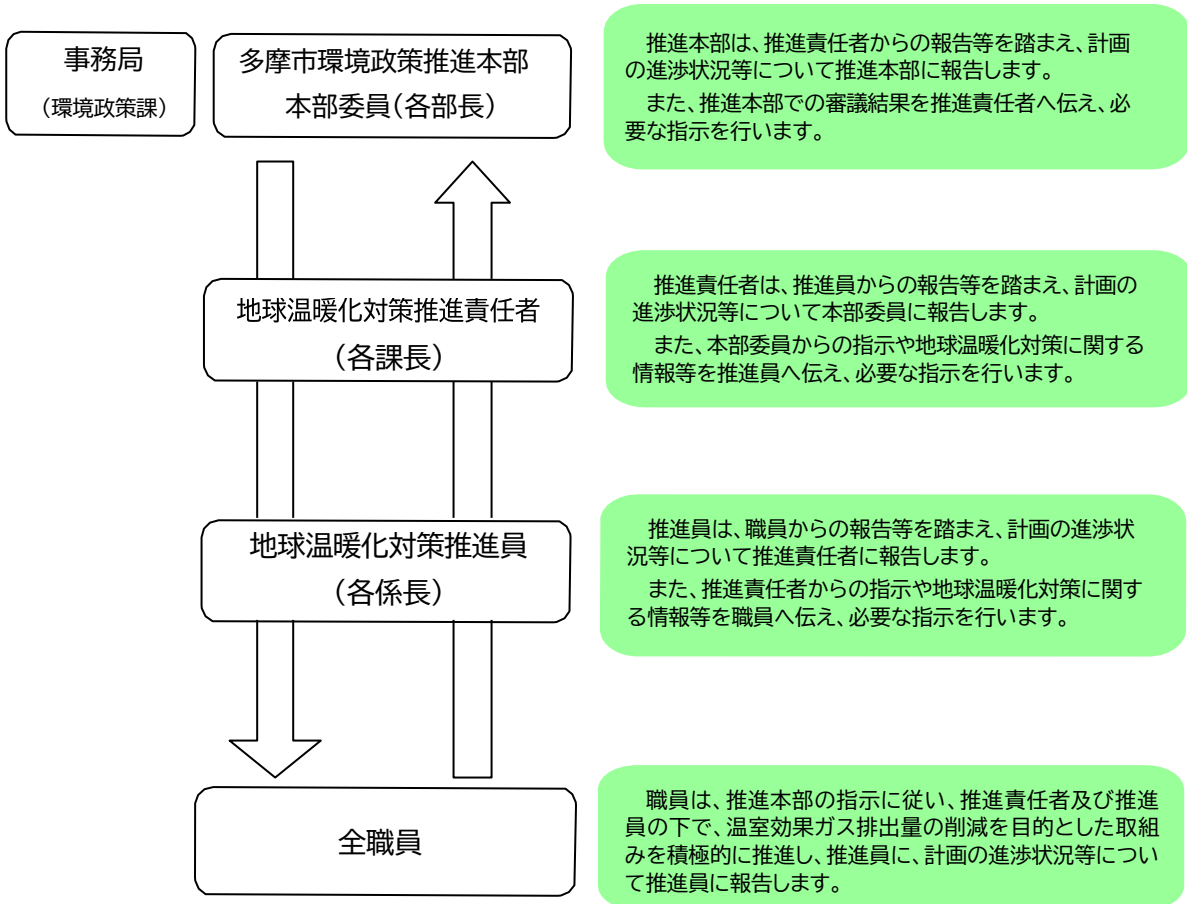
### (1) 推進体制

本計画の進行管理は、多摩市環境政策推進本部にて行うものとし、多摩市環境政策推進本部の役割は、各部あるいは各課・各施設の取組みの総合調整や、実施状況の定期的な把握・点検と各部の点検結果の報告などを行います。

本市の事務事業に係る地球温暖化対策を推進するにあたり、各課長相当職を各課、各施設の推進責任者とし、

また、各係での計画の推進、職員の意見の集約などを各係長が行います。

#### 【推進体制の体系】



### (2) 進行管理

本計画が「多摩市みどりと環境基本計画」の地球温暖化防止に関連する諸施策と整合性を図っていることから、同計画に基づく市の環境に係る取組みについて実施している市民参画による点検・評価・公表という「環境マネジメントシステム」に組み込む形で行います。

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階によるPDCAマネジメントサイクルに則り、毎年度、計画における施策の取組みの進捗状況を、市の内部評価を経て市民や専門家による第三者評価を行い、目標達成に向けて取組みを推進します。

また、評価を受けた進捗状況は、報告書として毎年度取りまとめ、公表します。

第三次多摩市地球温暖化対策実行計画  
～事務事業編～

令和6年3月発行

〔編集・発行〕

多摩市 環境部 環境政策課

〒206-8666

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

TEL 042(338)6831